内閣府

（経済社会総合研究所長）内閣府事務官　岩田　一政
任期の満了により平成二十二年九月三十日限り退職した（九月三十日）

（経済社会総合研究所長）に採用する
任期は平成二十四年九月三十日までとする
小野　善康

内閣府事務官（公正取引委員会事務総局官房付）内閣府事務官　諏訪園貞明
参事官（政策統括官（経済社会システム担当）付）に併任する
消費者委員会事務局に併任する（以上十月一日）

公正取引委員会

（経済取引局取引部企業取引課上席下請取引検査官）内閣府事務官　原　一弘
審判官に昇任させる
（審査局管理企画課審査企画官）同　山口　正行
官房付に配置換する
（近畿中国四国事務所総務管理官）同　小室　尚彦
官房総務課企画官に転任させる
（近畿中国四国事務所中国支所総務管理官）同　内野　雅美
経済取引局取引部取引企画課取引調査室長に転任させる
（経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室長補佐（企画調整担当））同　栗　顕
経済取引局取引部企業取引課上席下請取引検査官に昇任させる
（審査局管理企画課長補佐（総括担当））同　天田　弘人
審査局管理企画課審査企画官に昇任させる
（消費者庁表示対策課首席景品・表示調査官）同　銭場　忠夫
審査局審査長（第五審査長）のもとの上席審査専門官に転任させる
（審査局審査長（第一審査長）のもとの特別審査専門官）同　長澤　文男
中部事務所総務管理官に昇任させる
（消費者庁表示対策課長補佐（規約担当））同　奥野　弘昭
近畿中国四国事務所総務管理官に昇任させる
（官房総務課企画官）同　向井　康二
消費者庁に出向させる（以上十月一日）

新潟県

○収用委員会委員再任
砂田徹也委員は、九月二十九日に再任された。

皇室事項

行幸

天皇陛下は、十月一日午後零時四十二分御出門、第百七十六回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十五分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

認定事業主等の所在地の変更に関する公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号。以下「認定規定」という。）第一条第一項の規定により昭和六十二年三月二十六日付けで認定した日産自動車株式会社に係る社内検定について、認定規定第六条第二項の規定により認定事業主等の所在地の変更の届出を平成二十二年九月十三日付けで受理したので、認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月六日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更後の認定事業主等の所在地	変更前の認定事業主等の所在地
神奈川県横浜市	東京都中央区

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年10月６日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間670円」を「１時間683円」に改める。

熊本労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年10月６日

熊本労働局長　奈良　篤

第４号中「１時間630円」を「１時間643円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年10月６日

沖縄労働局長　森川　善樹

第４号中「１時間629円」を「１時間642円」に改める。

国家試験

第62回獣医師国家試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第２項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う第62回獣医師国家試験に関し、次のように公告する。

平成22年10月６日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　試験の日時

平成23年２月22日（火曜日）　９：30～16：50
平成23年２月23日（水曜日）　９：30～15：00

2　試験の場所

試験地	試験の場所
北海道	北海道札幌市北区北七条西２丁目９番　代々木ゼミナール札幌校
東京	東京都江東区有明３－５－７　ＴＯＣ有明４階ＥＡＳＴホールＷＥＳＴホール
福岡	福岡県福岡市城南区七隈八丁目19番１号　福岡大学10号館

3　試験の種類等

(1)　試験の種類

試験は、必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。

(2)　試験の科目

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。

具体的出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準を参照のこと。

(3)　試験の出題数

必須問題に関する試験は50問、学説に関する試験は160問、実地に関する試験は120問とし、合計で330問とする。

(4)　試験の方法

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式（マークシート）による。